

# 《 閉庁日の新規申請及び区分変更申請に係る申請日の取扱いについてのお知らせ 》

## 要介護認定の代行申請をされる事業者の方々へ

### 1 概要

閉庁期間に心身の状態が変化した被保険者からの申請については、当該閉庁期間の翌開庁日に申請した場合に限り、その心身の状態が変化した、暫定ケアプランを作成した上でサービスを利用開始（変更）した日を申請日とみなし、同日付で受理することとします。

区分変更申請は要介護状態・要支援状態区分が変化したときに申請できる（介護保険法第29条第1項、第33条の2第1項）ものであるため、事前申請受付は不可とします。

### 2 対象となる申請事由

- (1) 新規申請（要支援からの区分変更申請も含む）
- (2) 区分変更申請

### 3 適用要件

- (1) 申請者は、心身の状態が変化した、暫定ケアプランを作成した上でサービスを利用開始（変更）した日が閉庁期間内であること
- (2) 申請は翌開庁日に限定するものであること
- (3) 状況・経緯等を文書により提出するとともに区福祉課高齢介護係に口頭でもその旨を申し伝えること  
(※ 状況・経緯等の文書は、申請書裏面への記載でも可)

【記入例】●●による心身の状態変化により、暫定プランを作成し、暫定サービスの利用を●月●日に開始したため、申請受理日を●月●日とすることを希望する。

### 4 適用開始日

令和3年11月1日（月）

#### 【実際の運用の例】

12月29日（閉庁日）に骨折した被保険者が、1月3日から暫定サービス利用があり、1月4日（第1開庁日）に新規・区分変更申請の場合。

⇒暫定サービス利用開始日の1月3日を申請受理日とし、暫定サービス利用がなければ申請受理日を1月4日とする。

<お問合せ先> 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 FAX：082-504-2136